

福島市空き家リフォーム支援事業補助金の手引き

1. 補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる者）

- (1) 空き家の所有者等（企業や法人を除く）
- (2) 移住者（県外）、新婚世帯、子育て世帯のいずれかに該当すること、もしくはシェアハウスとして運営する者
- (3) 市税に滞納のないこと
- (4) 暴力団やその関係者でないこと

2. 補助の条件等

- (1) 戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。）のうち、1年以上居住その他の使用がなされていない空き家であること
- (2) シェアハウスについて、複数人が入居可能な個室が確保され、台所やリビングなど、共同利用できる共有スペースを持つ住宅であること
- (3) 補助金の交付申請日において、所有する空き家に住民票を異動（引越し）していないこと
- (4) 交付決定前にリフォームの契約を行っていないこと
- (5) 本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主により実施するリフォームであること
- (6) 補助金の実績報告日において、リフォームした空き家に住民票を有すること。ただし、シェアハウスについてはこの限りではない
- (7) 補助金の交付を受けた日からおおむね10年以上居住もしくは運営する意志があること
- (8) 他の補助制度の併用について、契約が別である場合、原則併用可能とするが、個別に協議すること

3. 補助金の額

【一般住宅】

- (1) 補助率 2分の1（千円未満の端数は切り捨てる）
- (2) 限度額 150万円
- (3) 加算額 20万円

※加算については、リフォーム費用が300万円を超える場合で、かつ福島市空き家バンクに登録された物件を購入した場合に限ります。

【シェアハウス】

(1) 補助率 2分の1（千円未満の端数は切り捨てる）

(2) 限度額 150万円（ただし、「居室」（※1）1室あたり、上限50万円）

※1 「居室」とは、建築基準法第2条第4号で示す、「リビング」「ダイニング」「キッチン」「寝室」などをいい、浴室やトイレなどは含まれません。

4. 工事の内容

○「リフォーム」とは、住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上のために行う改修をいう（主な改修例は別表1）

ただし、空き家以外の改修、家電の購入及びそれに付随する工事は除く（対象外となる主な改修例は別表2）

5. 募集件数

【一般住宅】 11件程度（先着）

【シェアハウス】 1件程度（先着）

※予算額が上限に達しましたら、受付を終了します。

6. 申請期間

○令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）

7. 事業完了期間

○令和9年2月26日（金）

8. 提出書類

(1) 交付申請時

① 交付申請書

② 事業計画書

③ 収支予算書

④ 家屋の登記事項証明書（所有権移転後のもの）

⑤ 見積書の写し（工事内容及び業者名がわかるもの）

⑥位置図及び間取り図

⑦空き家の外観及びリフォーム予定箇所の写真

⑧完納証明書（課税のない者は課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等）

⑨空き家に関する報告書

⑩交付申請に関する誓約書

⑪その他市長が必要と認める書類

（例）他の補助金の詳細が分かる資料

（２）実績報告時

①実績報告書

②収支決算書

③契約書の写し

④請求書及び領収書の写し

⑤リフォームの状況が分かる写真（施工中・完了）

※交付申請時と同様の方向から撮影してください。

⑥その他市長が必要と認める書類

９．その他

○完了検査のため、施工箇所の確認を行います。

○リフォームによるトラブルに関して、市は一切関知いたしません。

○リフォームに伴う法的手続きが必要な場合、適切に手続きをしてください。

○申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」が必要となります。

- ・「福島市における空家等対策に関する連携協定団体」に所属する民間事業者または空き家のリフォームを請け負う民間事業者に限ります。

○工事内容等を変更する場合は、事業計画変更申請書を提出し、承認を受けてください。

○シェアハウスについては、入居者管理表を作成し、適正な事業執行に努めてください。

【別表１】（福島市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱 第３条第１項関係）

- ・基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
- ・間取りの変更等の模様替えを行う工事
- ・バリアフリー改修工事(手すり設置、段差解消等)
- ・屋外修繕工事(バルコニー、雨樋等)
- ・屋内修繕工事(壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等)
- ・設備改修(システムキッチン、給湯器、洗面台、トイレ等)
- ・給排水管の修繕工事、下水道接続、浄化槽工事
- ・屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事（その他、環境の負荷低減に配慮するなど住宅性能の向上に寄与する改修など

【別表２】（第３条第２項関係）

- ・新築・増築工事設計費、確認申請手数料、居住以外の部分のリフォーム工事 など
- ・物置、車庫、カーポート、電気自動車充電設備等の工事、造園、門扉、塀、ウッドデッキなどの工事、植樹、剪定等の植栽工事 など
- ・電話、インターネットなどの配線工事、アンテナ設置等の工事、湯沸し器の設置工事、太陽光発電太陽熱利用設備の設置工事、雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事 など
- ・家電製品設置工事(エアコン、照明器具等)、暖房器具等の設置、家具、調度品の購入・設置、防犯カメラ・ライト等の設置工事、ガスコンロ、ＩＨ(電磁)調理器のみの設置、入れ替えなど
- ・カーテン、ブラインドの設置、防災、消防設備・用品の設置工事(火災報知器、ガス警報器等) など

※上表の工事又は設備は、全ての補助対象・非対象工事又は設備を示したものではありません。

また、別表１で記載した工事又は設備であっても、建築物との一体性が認められない場合は、補助の対象とならないことがあります。